

中国の外資利用と国家経済安全（下）

李 紅* 著
片 岡 幸 雄** 訳

目 次

訳者まえがき

第一節 外資直接投資利用による技術進歩の促進

- 一 「技術上における民族主義」の分析
- 二 外資直接投資利用による技術進歩促進作用の制約
- 三 先進技術の導入・技術向上の促進のためにとるべき対策

第二節 民族ブランドの保護と発展に対する意識の強化

- 一 挑戦に直面する中国の民族ブランド
- 二 民族ブランドの保護及び発展戦略（以上前号 第28巻第1号）

第三節 偽装赤字・実質黒字現象と中国側の資産流出に対するコントロールの強化

- 一 外資系企業の偽装赤字・実質黒字現象の原因とそのやり口
- 二 「偽装赤字・実質黒字」対策と提案
- 三 中国資産流失問題とコントロール策（本号）

第三節 偽装赤字・実質黒字現象と中国側の資産流出に対するコントロールの強化

偽装赤字・実質黒字という現象は外資系企業の特殊的現象であり、中国に対して大きな損失をもたらした。われわれは適切な措置をとり、外資系企業に対して法律に基づいて管理を強化し、偽装赤字・実質黒字ということに対しては正していかなければならない。しかも、資本投入と企業経営管理過程においても、中国国有資産の流出による損失を防がなければならない。

* 南昌大学経済・管理学院 副教授

** 広島経済大学経済学部教授

一 外資系企業の偽装赤字・実質黒字現象の原因とそのやり口

外資系企業の損失には二つの状況がある。一つは真の損失、今一つは偽装赤字・実質黒字である。真の損失の生じる原因とその対処法は国内の他の企業と同じで、原因は管理がまずいとか、市場の変化などの影響といったことであるが、ここでは触れない。偽装赤字・実質黒字現象、これは外資系投資企業に出る特殊な経済現象である。

多くの外資系企業は、帳簿上では毎年「利潤ゼロ」、さらには「損失」になっている場合もあるが、それにもかかわらず外資系企業はやはりわれわれと「一緒にやるのはいい」という。外資系企業の中には損失額の総額が登録資本を超えているものもあるが、彼らは破産しないばかりか経営規模を拡大し、契約期限を延長する。これは市場競争の法則に合致していない。そこにどんな謎があるのか、多くの人にはわからない。実は外資系企業には偽装赤字・実質黒字現象が存在するからである。

偽装赤字・実質黒字という現象は、多国間にまたがった関連企業が価格移転を通じて、コストを不合理に割り振るという手口で利潤を転移して生じる帳簿上の損失から出てくる。多国間にまたがった関連企業の間では持株関係と支配関係が存在するため、取引の中でグローバル戦略目標と最大限利潤追求目的に基づいて、移転価格を使う。即ち、人為的に取引価格を高くしたり、低くしたりして、利潤を租税負担が高い国から低い国に移転させ、税負担を軽減するように操作する。こういった価格移転は関連企業間の資本、技術、労務、貸付及びリースなどの取引の中にもありうる。たとえば、関連企業間の貸付利子には相当高い場合もあるし、低い場合もある。その他、多国籍企業内部の本社と外国支店の間では、通常コストや費用を不合理に割り振るし、人為的にいずれかの機構のコストや費用等の支出を増やすことがある。したがって、この場合他の部分の利益額が減少し、甚だしい場合には損失となって現れる。

もともと国際経済活動においては、価格移転は多国籍企業の経営戦略の一つとして幅広く使われている。しかし、中国で生じた外資系企業におけるこのような長期的で、大規模な「偽装赤字・実質黒字」現象は、国際社会においても珍しい現象である。この場合の価格移転はすでに元来の意味での経営戦略でなくなり、外資側の利潤抜き取りのための手段として使われており、中国の経済に損害を及ぼす道具となっている。外資についていえば、人格化した資本が利潤抜き取りを目的とし、価格移転などの手段によって利潤を移転し、「偽装赤字・実質黒字」といった現象をつくり出す動因は、オポチュニズムの傾向である。即ち、ウィリアムがいう人々が⁽⁴⁾不正な手段によって利益を獲得するということである。しかし、具体的に言えば、

(4) 劉 世錦著「経済体制効率分析導論」、上海三聯書店、上海人民出版社、1994年、37頁。

上述のような現象を引き起こすような行動に走る直接的動因にはさまざまな内容があり、以下の四つにまとめることができる。

（一）中国の租税優遇享受期限延長

中国の法律によって、欠損企業は所得税を上納する必要がなく、さらにハイテク企業、輸出企業または経営期限が10年以上の生産企業は、利潤が出始めた年度から、許可を得れば「二年間免税・三年間減税」（「免二減三」という）という優遇措置を享受することができる。例えば、数年前アメリカのある経営者が上海で30万ドルを投資して靴製造工場を作り、租税減免期間内にかなりの利潤を得た。減免期限が過ぎたとたん、帳簿上すぐに50万ドルの赤字を出した。しかし、この経営者は別に気にするような様子はまったく見せず、さらにまた50万ドルを投資し、二社目の同じく「儲からない靴」の工場を作った。

（二）脱税

一部の外資系企業は、人為的に取引価格を高くしたり、低くしたりして、親会社のコスト及び費用を不合理に負担させ、利潤を租税負担が中国より低い国・地域及び自由港に移転させ、税負担を軽減するように操作する。例えば、MEC 社中国深圳支社の場合、MEC 社には一種の専有技術があり、この技術が開発された後、10支社（深圳支社を含め）で使われた。この技術の開発コストは2億フランであった。深圳支社がこの技術を使用する最後の支社であったが、MEC 社はより多くのコストを深圳支社に負担させた。このことによって、深圳支社の製品の COST は人為的に高められ、中国の所得税納税額を減らそうとする目的を達成した。

（三）合併・合作企業のすべてまたは大部分の利潤を独占する企み

特に注意をしなければならないのは、外資系企業の中国における脱税行為が、国際的に一般に行われている「租税負担の低いところへの移転」というルールとは異なっていることである。中国の外資系企業に対する所得税の課税率（15%）は比較的 low（「タックスハイブンプート」と呼ばれる香港の税率よりも3%低い）、また多くの税減免優遇政策もあるため、外資系企業の実際の納税率はより低くなっている。外資が中国での納税を避けようとするれば、中国より利潤租税負担の低い国・地域あるいはタックスハイブンプートに移転させる。しかし、タックスハイブンプートに移転させる利潤処理動機とは別の利潤逆行移転の原因はなんだろうか。

中国の合併企業と合作企業は、大体は外資側が国外にある親会社のために作った関連会社（子会社）である。双方は協力経営し、納税後の利潤を一定の割合で配分する。したがって、企業の経営業績がよくても、外資側は納税後の利潤の一部しか獲得できない。残りの利潤は中国側に属する。しかし、中国側は当該企業の利潤を

ともに分け合うことができるが、外資側の国外にある会社の利潤を分け合うことはできない。外資側はまさにここをつかまえて、当該企業の最終利潤形成前に、価格移転、コスト分担などの手段を使って、前もって利潤を獲得する。こうすると、外国側は得るべき利潤を手に入れられるだけでなく、当該企業の中国側が得るべき利潤をもただで手に入られる。言い換えれば、合併企業または合作企業の外資側は、利潤を税率が中国大陸より高い国または地域（例えば中国の香港地域）に移転させて、たとえ多少多くの税金を払うことはあっても、納税後の利潤を一人占めにでき、中国側との利潤配分を避けて、より多くの利潤を獲得できるようにするのである。

(四) 中国の改革・開放政策の継続の可能性、政治環境及び経済情勢に対する懸念による外資側取得利潤の再投資回避指向と価格移転による利潤国外移転行為

一般に、ホスト国の経済状況がよければ、外国投資者にとってリスクが少なく、収益も保証されるため、投資の見込みに対して自信をもてるわけである。ホスト国が低経済成長で、市場が弱含み、財政赤字が大きければ、外国投資者にとってリスクが大きくなり、収益も保証されないため、投資側は投資をためらい、価格移転によってホスト国から資本と利潤を国外に移転させることになる。特に政策の変わりやすいことが外国投資者の警戒心を引き起こしやすい。例えば、数年前中国の多くの地方の合併企業と合作企業は、外資による経営請負政策を実行した。外資側に企業の経営請負をやらせたのは、当初企業が赤字で、また中国側が監督管理を行えないという状況下でとった便宜的措置であった。これは企業赤字を黒字にすることと、中国側の投資利益を守るために、ある程度役割を果たした。しかし、外資側は正しくこの便宜的措置につけこみ、握った経営管理権を利用して、企業所得を占有し利潤を移転させ、できるだけ早く投資を回収しようとはかった。結局、企業帳簿上では「赤字」となっている。

調査によれば、外資系企業で、特に帳簿上における欠損企業が、価格移転によって利潤を移転させていることは一般的に行われている現象であるということが分かる。偽装赤字・実質黒字という現象は、合併・合作企業だけではなく、外資独資企業においても存在している。外資系企業の有形製品の取引（直接輸入・輸出、三来一補、国際リースなど）及び無形商品の取引（技術使用料、貸付金利息、商標、暖簾の使用権、コミッションと管理費用など）が行われる際、いずれも価格移転現象が存在し、特に以下の五つの面において現れている。

1 商品販売

現在、外資系企業の価格移転問題は商品販売の面において最も多く見られる。主

に原材料、燃料、低価格消耗品、パーツ、半製品、完成品などを含む動産が対象である。このような商品の取引価格の高低は、買い手と売り手にとって正反対の影響をもたらす。取引価格が高ければ、売り手の利潤は増えるが、買い手の利潤が減る。外資側が企業の取引の権限を一手に握っているため、設備、原材料、パーツなどを高価格で外資系企業に買わせ、国際市場価格より遥かに安い価格でその製品を買い取る。即ち、いわゆる「両端が外資側によって押えられ」、または「外資側が利益を二重の機会を通じて獲得する」ということである。よく見られる状況は以下のようである。

(1) 高価格で原材料を供給する。主にビデオテープを生産するある中国と香港の合弁会社では、必要となる生産設備及び原材料はすべて香港側によって供給されている。ある年、香港側は高価格で設備及び原材料を提供することによって、総額60万ドルの差額を儲けた。この金額は当年度企業帳簿上にある200万ドルの赤字額の30%を占めている。

(2) 外資独資企業は製品を関連企業に販売するが、親会社が販売価格を決めるため、企業の利益及び損失は完全に親会社によって操作される。例えば、日本の三洋電機は深圳に独資会社を設立し、その製品の大部分を香港にある関連企業に販売している。創業後の二年間は所得税免税期間であるため、企業は幾分かの利潤を計上したが、1986年から製品輸出で毎年赤字を出している。調査によると、この企業の製品は二つの異なる販売価格を決めていた。非関連企業向けの販売価格は関連企業向けの販売価格より20~46%高くなっていた。

(3) 多国籍企業は内部取引で委託加工貿易の方式をとることによって、加工賃水準を低くする。アモイのある一つの製靴企業は、その親会社である日本の会社が台湾と香港に設立した二社の子会社からの委託を受け、PVC と PU 類の靴を加工していた。実際の加工コストは109万元であるが、38.8万元の加工賃をしか分け与えられなかった。加工賃が加工コストの36%しか占めなかったため、中国国内の企業が大きな損失を出したが、国外にある会社は利益を得るという形で、取引規模は大きくなっていった。

(4) 多くの合弁企業、合作企業は外国側に管理され、商品の販売価格もコントロールされている。例としては、中国と香港の合弁会社である船舶有限会社が主にヨットとセールを生産していた。この企業は香港側に管理されていたため、香港側は製品をまず香港の関連企業に販売し、関連企業によって欧米市場で販売することを決めていた。商品価格も香港側によってコントロールされた。この会社は1981年から毎年損失を出している。現在この会社の商品価格は欧米市場における同類商品

の価格よりおよそ半分安い。しかし、中国側は直接顧客と商談することができないため、中間の利潤は香港側に渡るしかない。

2 資金

現在設立されている外資系企業の大部分は出資規模があまりにも小さい。多くの企業はその生産経営規模に対して自己資金をもっていない。企業の運営資金の大部分は借入金によってまかなわれている。納税前に借入金利息の支払が認められ、株の配当金が納税後に配分されるため、外資側はよく借入資本で自己資本を代替し、ひどい場合には親会社からの内部投資をも借入金にしているので、「資本金弱体化」という現象が起こっている。現在多くの外資系企業が登録資本まで完全に投資していない段階では、借入金を資金として使用するため、多額の利息を支払う形になっている。深圳のある合弁の国際毛紡有限公司は創業時、流動資金不足のため、外国側の出資者に依頼して、オーストラリアから資金を借り入れた。その借入金の利息は一般の国際的なコマーシャルベースの利息より遥かに高かった。

3 特許権及びその他の無形資産の譲渡・使用

特許、専有技術、著作権、商標、暖簾の価格移転の基準はさらに掌握しにくい。こういった類の使用料の支払いは、多国籍企業の資本構造の変動に影響を及ぼす場合もあれば、収入及びコストの分担に影響する場合もある。中国でよく見られるやり方が二つある。

(1) 外資側が求めに応じて、無形資産の譲渡価格の高低を利用して関連企業の利潤水準を変えることができる。上海のある合弁企業の場合、中国側が800万ドルを投資し、外国側が150万ドルを投資した。外資側に属する企業グループが専有設備の輸入、専有技術譲渡、従業員訓練などに責任を負い、合わせて600万ドルの費用を受け取った。内部状況を熟知する人の話によると、その費用から外国側が少なくとも30~40%の利潤を獲得した。仮に35%であると計算すれば、外国側が得た利益が210万ドルになり、投資資本金を超える。このようにして、合弁会社は生産に入る前に、高い譲渡価格によって多額の利潤を先に手に入れた。

(2) コストを振り分け、免税項目に移転させる。即ち、額面上安い技術譲渡価格によって技術譲渡前払税を軽減する。ある外国の会社が中国にある関連企業に専有設備と専有技術を譲渡した際、契約に規定された専有技術費用は18万元であったが、設計図などの資料費用は120万元の高価格になっている。

4 労務提供

関連企業の間で提供された設計、補修、広告、科学研究、情報提供では、サービス代価標準の高低問題が存在している。甚だしい場合は社会全体の管理費の分担ま

でも、広義の労務サービス活動とみなされている。この面で最も顕著な問題は、外資側の水増し費用請求と、国境外企業あるいは関連機構全体の偽りの費用明細書が出されること、また協定の中で固定した受け取り比例では、その金額がかなり大きい一方、外国側は合弁企業本社に分担費用を送るという方法もとらないし、公証機構での検証も行わないということである。したがって、これらの労務が真実か否か、合理的か否かが、中国税務機関では検証できない。

5 固定資産の購入と賃借

固定資産の購入額の高低は、企業の持ち株額に影響するし、減価償却費の分担にも影響する。多くの外資系企業の固定資産の購入権はほとんど外国側に握られ、水増し現象も絶えず発生する。たとえば、広州のある合弁経営のホテルは基礎建築投資を定める場合、外国側が好い加減な証憑で、433万香港ドルを立て替えたが、中国側の会計士事務所の監査では、各項目の費用について250万香港ドルが虚偽のものであることが発覚した。外国側の立替額のなんと58%を占めている。

二 「偽装赤字・実質黒字」対策と提案

外資系企業が異常な移転価格を用いることによって引き起こした「偽装赤字・実質黒字」は、中国に大きな損失をもたらした。ある学者の研究から得られた結論では、外資系企業が典型的な高値輸入安値輸出という価格移転方式で内々に掴んだ利潤は、かれらの投入資本金額を遥かに上回る。したがって、見せかけの経営赤字は実際では高利益であることがわかる。外資側の移転価格のもう一つの典型的な方式は、外国側が価値計算し投資した有形資産および無形資産の登録価格が、一般に実際の価格を上回っているという点である。国家の商品検査局の推計によると、外資の登録価格は概ね実際の価格より20%ぐらい高い。したがって、中国は外資系企業に対して、法律に基づいて管理を強化すべきであり、移転価格に対しては、他国の経験を参考にし、国際慣例に照らし、中国の国情と結びつけ、正当な監視を行うべきである。反「偽装赤字・実質黒字」、反価格移転、反脱税活動に関して、われわれは以下のような対策と提案を提起する。

（一）外資直接投資を導入するために、外資系企業に対して与える税減免優遇政策は、長期にわたって実行すべきではないということ

外資系企業に対する租税上の優遇措置を適当な時期に取り消し、国民的待遇の原則によって、国有企業・民営企業などと租税上平等な待遇に切り換えるべきである。従来外資に対して優遇措置を与えるという政策的枠組は、所得税の減免を主とする優遇措置であったが、今後市場それ自体によって外資を引き込み、市場それ自体に

よって技術を交換するという新しい戦略をとるべきである。もともと、中国で長期的に投資する外国企業は、主として中国の巨大な市場潜在力に目をつけているのである。言い換えれば、今後中国の外資導入、特に豊富な資本と技術力をもつ大企業の投資は、従来のような免税優遇によらず、主として政策法規を規範化し、それを完全なものとして、その製品の国内市場開発度によって決められるようにすべきである。このことによって、外資が租税の優遇期限を延長するための価格移転を避けることができる。

(二) 価格移転に関する専門的管理あるいは法規の制定

この法律制定の指導思想としては、主に以下のような内容が含まれる。①税金逃れを防止し、中国側が受け取るべき利潤の移転流失を制限すること。②事実にもとづいて関連企業と関連関係を確定し、人為的な価格設定あるいは価格支配による利潤移転があり、中国側に損失を与えた場合には、直ちに相応の調整を行う。③それ自体の独立した取引価格の確定に関しては、もし国内に同類の製品があれば、ある時期のその製品の国内平均輸出価格によって確定すること。④移転価格の事前審査と認証制度を作り上げること。⑤経理面での調整方法はアメリカの「連結利潤特定法」を参考にし、税務調整と財務調整を必ず併行して行うこと。⑥正常価格から著しく逸脱したものに対して、調整の上20%あるいは2倍の罰金処分とすること。

(三) 移転価格に対する管理の強化

移転価格の専門管理機構を打ち立て、マクロ協調管理を行うことを考えるべきである。中国の状況から見ると、移転価格という「合理的納税回避」が行われるのは単なる一面であり、さらに一般的で、ひどい場合には、外資が中国の体制、管理、法制上の抜け穴を使い、直接に中国が受け取るべき利潤を国外に移転する。したがって、移転価格を取り締まる主要な活動は税務部門だけではできない。各省市においてそれぞれの外資系企業情報サービスセンターを作りあげてを提案したい。以下の四つのセンターである。①価格情報センター：定期的に主要な製品の高、中、低の三つの国内企業輸出入平均取引価格と国際市場価格を公布すること。②企業評価センター：最も優れた外資系企業と最も劣った外資系企業の評価を公布すること。③企業記録センター：世界各国の多国籍企業およびその子会社のすべての資料をできるだけ収集し、中国外資系企業と関連企業の記録を整えること。④外資系企業統計センター：外資系企業は必ず中国の『統計法』の規定によって、真実のデータを提供しなければならない。移転価格取り締まり基金を設け、これは主に取り締まりに用いる。例えば、出国調査および関連設備、専門家の招聘、人材の育成訓練、科学研究などの面の支出に使う。基金は、主に移転価格の調整を通じて得られた税

収から一定の比率で出して基金とする。正常な検査、監督メカニズムを作り上げ、短期決戦型の監査を専門化、規範化し、長期的なものに変えていかなければならない。契約の交渉から外資系企業の営業の展開にいたるまでの、一つ一つの部分について正常でないような移転価格に注意しなければならない。

（四） 認識の向上、宣伝の強化、管理人材の素質の向上

ほとんどの人は移転価格の概念について理解していない。多くの人はその重大性、危害性に対する認識が十分でなく、外資系企業の積極的な面だけ見ていて、外資の儲け主義一点張り、手段を選ばないという面は見えていない。地方によってはひたすら外資を求め、上が下を査定する指令性指標として、外資とプロジェクトをいくらか成約したか、外資をどれだけ導入したかといったことに焦点がある。量を重視し、質を軽視する。外の要因を重視し、内側の要因を軽くみて、外資の不当なやり方に対して基本的な防備措置を欠いている。こういったことはいずれもなくさなければならぬ現象である。外資系企業における中国側管理人員に対して、移転価格の防衛措置の育成訓練を行う必要がある。中国側管理人員の所得は外資系企業の中国側の利潤とリンクさせ、彼等に中国の利益を守るようにさせなければならない。同時にまた大量の資格をもつ税務、監査、財務、対外貿易、法律分野の人材を養成しなければならない。

（五） 国際協力の強化と移転価格共同管理

このためには、以下のようなことが考えられる。①関連企業情報交換制度を構築する。②相互に明確な根拠となる証拠収集に協力する。③国際警察組織と類似の機構をつくる。④外国との二重課税を回避するための協定を締結する時、移転価格の要素を考慮し、次のときには調整のための条文を追加すべきである。

外資系企業の経営効率と利益は、やはり中国の外資利用政策の成否の鍵である。現在の外資系企業に存在する「偽装赤字・実質黒字」あるいは「利潤ゼロ」といった現象は、極めて正常でなく、それは中国の利益を侵蝕することはなはだしく、この解決に力を入れ、外資系企業の健全な軌道にそっての発展を推し進めなければならない。

三 中国資産流失問題とコントロール策

現在中国の外資直接投資導入と利用には六種の方式がある。すなわち、中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外資独資企業、外資株式投資企業、合作開発方式とその他の方式である。実践の中では、前三種の方式が中国の外資直接投資を利用するもっとも一般的な方式であり、通称「三資企業」と呼ばれる。全体から見ると、二

十世紀80年代以来、投資項目件数と契約金額からしても、実際に利用された外資金額からしても、中外合弁経営方式が一貫して中国の外資直接投資利用の主な方式である。これによって、多くの中国側資産が、外資と結合する形で資金運営体系の中に入り込んでいった。外資系企業の中国国民経済における地位と割合の向上につれ、民族資本と外資との競争は、国有企業、集団企業、私営企業と三資企業との間で現れるばかりでなく、合弁企業あるいは合作企業内部における国有資産と外資との間で、企業の主導権をめぐる争奪となって現れている。国有資産の合弁企業あるいは合作企業における地位の如何によっては、中国民族経済が国民経済を主導しコントロールできるか否かという重要な問題ともなる。もし国有資産が合弁企業あるいは合作企業の中で主導的地位を占め、かつ資産価値も引き続き増加できれば、国有資産が外資をコントロールする上で、外資を利用し自己の発展を促進する良好な局面を形成することができよう。もし合弁企業あるいは合作企業の中で、国有資産の地位が低下、萎縮したり、国有資産が流失するならば、国民経済全体が外資にコントロールされる可能性がある。したがって、国有資産の合弁企業あるいは合作企業の中における資産価値の確保と増加といった問題は、重要な検討課題であることをはっきりと認識しなければならない。

(一) 合弁企業における国有資産の流失問題

調査によれば、中国では深刻な国有資産流失問題が発生している合弁企業が少なくない。国有資産の流失は主に二つの道筋で発生する。①資本導入過程における流失、②経営管理過程における流失の二つの道筋においてである。

1 資本導入過程における国有資産流失

この類の流失は、投資双方が資本を投入し、それを登録する過程において、国家の規定と共同経営契約規定に違反して発生する国有資産の流失である。これは直接流失と間接流失との二種類に分かれる。

(1) 直接流失

直接流失とは、中国側の投入した国有資産が過小評価あるいは無償使用されることによってもたらされた資産の直接的減少である。これは主に実物形式の投資過程の中で生じる。大部分の中国側の株主は資金があまり十分ではないため、現存する資源を十分に利用し、外国側と合弁することによって、資産に活力を与え、国有資産の利用率を高めることができる。しかし、もし実物資産価値が過小評価され、あるいは無償使用されれば、国有資産の流失がもたらされる。

本来ならば、国有資産の価値は国有資産管理部門が認定する評定機関の評定を経て、さらに同じレベルの国有資産管理部門の批准を受けた後、はじめて外国資本と

合併や合作する前提となる国有資産価値の根拠をえる。しかし、中国側企業は外資と合併したがつているため、規定にしたがつて関連評定機関を招聘して評定することなしに、自ら資産の帳簿上の価格により資産価値の見積りをする。このため、国有資産価値は過小評価されることになる。もっとひどいケースは、一部の中国側の合併企業は国有資産を無償で合併企業に提供し使用させるというケースである。例えば、無償で土地、工場の建物、設備を使用させたり、もとの企業の公共積立金を無償で合併企業に繰り入れたりするという場合である。無償で使用される国有資産の流失高は財産権が移転するか否かによって二種類に分けられる。一つは財産権がすでに転換し、全てが流失したものである。今一つは財産権はまだ移転していないが、少なくとも減価償却高は流失高となるというケースである。

（2）間接的流失

間接的流失は外国側の投資企業の投入した資本が規定に一致していないため、企業が資産損失を被り、それによって国有資産の流失を招くものである。中国側と外国側の情報が対等の立場にたっていないため、外国側が出資した実物資本の実際の価値が出資時に見積もった価値と一致せず、必然的に中国側が企業の資産権益に対して実際に享有する比率が帳簿上の割合よりも低くなる。延いては、その後の株式収益の分配あるいは財産の清算時に損失を被ることになる。外国側の技術的投資問題による国有資産の流失に対する影響を計算し、把握するのはもっと難しい。たとえば、ある合併企業では、外国側の技術資産がその株式投資の半分近くを占めている。これらの技術は先端技術ではあるが、その技術が要求する原料の五分の四は中国で調達することが不可能なため、もし原材料を輸入するとコストがあまりにも高くなるので、その技術の使用を断念せざるを得ない。このため、この企業は毎年割り振って大量に無形資産の費用を負担消化しなければならなくなる。これは企業の損失額の相当の割合を占め、国有資産の深刻な損失をもたらした。

間接的流失の今一つの情況は次のようである、投資する双方が株を増加する時、中国側が資金力に乏しく、外国側と同じ割合で株を増加することができないため、中国側の持株比率が下がり、企業の前期投資の収益が外国側に不合理に占有されることを招き、国有資産の流失を形成する。たとえば、外国側が経営の初期段階において、広告などの費用を意図的に増大し、自分のブランドを宣伝しようとする時、損失がもたらされる。中国側の株主は権益を取り戻す追加投資自己資金をもっておらず、銀行も規定によって中国側に増資のための貸付を行わない。外国側はもし中国側が増資しないならば、その他の地方の独資企業にすると中国側を脅し、服従するように強制する。

2 経営管理の過程における国有資産流失

経営管理の過程で生ずる国有資産の流失は、経営過程における流失と分配による流失の二つに分けることができる。

(1) 経営面での流失

経営による損失あるいは潜在的欠損が国有資産の流失を形成する。経営損失には二つの側面がある。一つは外国側が株式支配によるのではなく、移転価格等の方式による企業経営の収益の減少あるいは損失で国有資産の流失をもたらす場合である。この面については、前述のところで詳細に分析した。今一つの側面は経営管理自体に不備があって企業の損失がもたらされ、国有資産の流失を招くという場合である。いずれの原因にせよ、結果的にはすべて企業の経営による損害という形で出てくる。例えば、ある合弁企業の登録資本金が1,750万ドルで、そのうち中国側が44%を占めるといった場合の例では、この企業の累計損失額が9,500万元となったため、所有者權益ではすでに-4,661万元になって、国有資産が3,800万元の損害額を計上したことになった。

潜在的欠損流失は企業が国家の関連規定に基づいて計算を行わないため、潜在的損失を形成する国有資産の流失である。合弁企業における潜在的損失は以下のいずれかの面で現れる。①商品の在庫が実体に合っていないこと。これは主に帳面上の数と実際数が合わないこと、価格の設定が高すぎることで、販売が停滞していることなどによるものである。②振り分け計上すべき未計上費用で主として未処理のもの存在、費用として計上すべき未計上費用、為替上の損失が計算に入れられていないこと。③回収すべき資金の中で、不良債権や回収不能債権の未処理。④損失財産の事務処理待ち無形資産の償却が少なすぎることで等。⑤対外投資の損失が勘定に入れられていないこと等。

(2) 分配による流失

分配による流失とは国家の関連法律、法規または共同経営の契約に背いて外国側に多く利潤を分配すること、あるいは外国側が企業の資産を横領し、国有資産の流失を招くことを意味する。合弁法の規定によれば、合弁企業の双方は必ず投資資金の割合に照らして利潤の分配を行わなければならないと定められている。しかし、中国側の一部は外資を誘致するのに迫られて、外国側投資企業の不合理な要求のみ、企業が利潤が上がるか否かにかかわらず、期日どおりに外国側投資企業に利潤を分けることを約束してしまい、国有資産の流失をもたらした。この外に、外国側に合弁企業の請負経営をさせる際に、中国側の監督機能が欠けているため、外国側が国有資産を横領することによって、国有資産の流出がもたらされた。

（二） 国有資産流失のコントロール策

国有資産流失の原因は、企業の内部から見ると主に中国側の理事と中国側の管理人員の果たすべき監督作用が発揮されていないことにある。外部から見ると、主に政府の関連部門の有効な監督が欠けていることにある。国有資産流失問題の解決に対して、以下の対策を提起する。

1 国有資産監督責任問題の適切な解決

合弁企業の国有資産の監督の責任は誰がとるのか、どのようにとるのかによって、管理レベルから言えば、四つのレベルに分けることができる。第一のレベルは、中国側の株主部門が投資者として監督する責任をもつということである。第二のレベルは、中国側の理事である。中国側の管理人員は合弁会社の管理人員として、直接企業の管理に参加するが、管理と監督の職能分担の原則から、監督責任を主とすることはできない。中国側の役員は国有資産に対して監督する責任があり、定期的にもたまた不定期的に企業の経営、財務、購入・販売、投資などの活動を検査する権限をもち、公認会計士あるいはその他の第三者介入検査・監督機構を招聘し、企業に対して全面的あるいは特定の事項に対して監査を行う権限をもつ。もし問題が発生すれば、中国側の株主は派遣された理事に対して責任を追求することになる。第三のレベルは公認会計士である。公認会計士は毎年合弁企業の会計報告書に対し必ず監査を行わなければならない。従って、国有資産価値の増加や価値保全の状況をきちんとはつきりさせる法的責任を負う。もし国有資産の損害が大きかったにもかかわらず、公認会計士がそれを発見あるいは明確にいわなかった場合、国有資産の管理部門は公認会計士を起訴すべきであり、国家の関連部門は厳重に処罰するべきである。第四のレベルは、国家の関連部門（国有資産の管理部門、財政税務部門、監査部門などの部門を含む）である。これらの部門は、合弁企業の国有資産の価値増加あるいは価値の保全に関する状況に対して、抽出検査もしくは定期的審査することに責任を負っており、中国側の株主単位、中国側の役員と公認会計士に対する再監督を行うべきである。

2 法に基づいて対処すべきこと

現在政府の関連部門が国有資産に対して評定を行い、許可した後にはじめて出資が可能となるのか、外資による投資資産に対して商務部は検査を行わなければならないなどのことが規定されているが、実際に執行の過程ではそれほど厳格に行われていない。これは合弁企業に対して外部からのコントロールができていないことの現れである。中国が外国側に対してコントロールできるのは主として法律、法規によってである。もし政府が厳格に法律を執行する能力がないならば、中国側の株主

は局部的利益をもっとむさぼろうとし、全体的な利益が損なわれることになる。従って、合弁企業に対する法律の執行は必ず厳格に行わなければならない。

3 関連部門は専門的監督のレベルを高めるべきこと

たとえば、税務部門の外国側の移転価格に対する監督、技術部門の外国側技術出資価格に対する監督、商務部検査部門の外資の財産に対する監督、社会的な介入監督組織の国有資産に対する科学的評定、公認会計士の財務諸表に対する監督、国有資産の管理部門の国有資産に対する管理と審査、中国側の役員の専門的監督など、すべての業務における監督技術水準が高いか低いかといった問題がある。多国籍企業は長年にわたり各種の内部化戦略を実施してきたため、経験を積んでいる。しかし、中国の関連部門が外国側に対して行ってきた専門的監督の時間は短く、水準もまだそれほど高くないから、業務上における管理水準を高めなければ、外国側を管理できない。

4 国有資産に対する監督を強化するため国家関連部門は大規模合弁企業へ役員を派遣すべきこと

これで中国側の株主の合弁企業に対する監督の力不足の問題を解決することができる。中国側の役員は監督責任に合致した専門的技術の資格をもっていなければならない。誰でもいいということはしてはならない。この措置は国の関連法律、法規の中で実体化すべきである。

改革・開放の深化につれて、特に中国が成功裡に WTO に加盟できたことから、外資は中国の投資環境と市場状況に対してよく知るようになり、投資する自信を強めている。ここ数年来外資の対中直接投資に次第に「独資化」の傾向が現れてきている。これは我国の民族工業にとって以前に増して大きな衝撃をもたらす。したがって、外資の対中直接投資「独資化」というこの新しい情況、新しい問題に対し、中国の企業界と政府の関連部門は注意をもって見守っていかなければならない。これら外資の我国の経済発展に対する潜在的な影響を十分に見定め、相応の措置をとり、民族経済を保護していかなければならない。

外資直接投資の吸収と利用の過程で、上述したいくつかの面で国家の経済安全を守るために注意する外に、産業政策の調整や地域間の過当競争などの面にも注意を払わなければならない。ここ数年外資直接投資の領域はますます広がる傾向にある。多くの部門の民族工業は、資金不足などの一時的な困難により外資に買収あるいは合併されている。このため、外資直接投資が直接参入する部門の範囲は急速に拡大し、民族工業が主を占める産業部門はだんだんと縮小してきている。目下、中国の一部の部門、業種では外資が占める比重はかなり大きく、独占あるいは業種全

体の支配の局面がある程度形成されている。もし、このような趨勢を發展のままにまかせておいたら、中国の経済主権と国の経済的安全に深刻な危害を及ぼす。外資投資活動の發展が一定の程度に達成したら、外資直接投資の産業政策目標を転換しなければならない。中国は断固として国の産業政策と外資直接投資産業指針を実行すべきである。また、次のこともはっきりしている。外資が大量に流れ込む要因として、中国の發展の良好な環境と将来性のほかに、中国のいくつか地方政府の無制限的な利益讓歩がある。この無制限的な利益讓歩の一つの重要な原因は、地域間の外資の奪い合いの激しい競争である。絶えず投資環境のソフト面、ハード面の改善を行い、取引コストを切り下げていくといった正しい方法のほかに、税収の減免とか、地代さらにはその他の様々な利益讓歩などの方法が、外資を競って奪い合う方法として集中的に現れている。このため、外資が大量に中国に流れ込む背後には、中国各地の絶えず加重された優遇政策、甚だしきにいたっては不適切な競争手段がある。外資が中国のこのような地域間の競争を利用して、超国民待遇と過度の優遇を獲得した上に、もともと発生し易い多国籍企業による利潤移転行為が、監視・管理が杜撰だったために更に深刻になり、中国の外資利用の効果と利益を明らかに減少させた。この問題において肝要なことは、不合理な地域間の競争を取り除き、地域間の調和と協力を強化し、外資導入の効果と利益を高めることである。